

いわふね自然愛好会 規約

(名称)

第1条 本会の名称は、いわふね自然愛好会と称する

(目的)

第2条 本会は、会員相互で親睦を図り、自然を探求し、会員の自己の能力・資質の向上を図り、かつ自然保護思想を啓発することを目的とする。

(会員)

第3条 本会の会員は、いわふね自然愛好会の趣旨に賛同し、得意分野の研究・活動に努める。

- 2 入会は、村上市岩船郡内を問わず、自然に興味と関心を持つものが入会できる。
- 3 入退会の場合は、会長または事務局に申し出て、会長の許可を得なければならない。

(役員)

第4条 本会は、次の役員をおく。

会長 1名 副会長 2名 事務局 2名 (事務局長 1名 事務局 1名)
会計 1名 幹事 若干名 会報 若干名 監事 2名

(役員を選出及び任期)

第5条 役員は、総会において会員相互により選出する。

- 2 役員任期は2年とし、ただし、再任は妨げない。
- 3 役員に欠員が生じ補充が必要な場合は、役員会の承認を得て会長が委嘱する。

(役員職務)

第6条 役員職務は次のとおりとする。

- (1) 会長は、会務を総理し、会を代表する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故ある時はその職務を代行する。
- (3) 事務局長は、本会の事務を総括し、事務局は事務局長の指示により事務を執行する。
- (4) 会計は、本会の会計業務を執行する。
- (5) 会報は、本会の会報発行にあたる。
- (6) 幹事は、本会の運営にあたる。
- (7) 監事は、本会の会計を監査する。
- (8) 会長を除く各役員は、本会運営のため、必要に応じてそれぞれ兼務することができる。

(顧問及びその職務)

第7条 本会に、顧問をおくことができる。

- 2 顧問は、会長が委嘱する。
- 3 顧問は、会長の要請により意見を述べるすることができる。

(総会)

第8条 総会は、年1回行う。

- 2 総会は、会長が召集する。

- 3 総会の議事の決定は、出席会員の過半数以上で決し、可否同数のときは議長がこれを決する。
- 4 総会は、会の運営に関する事項を審議し、議決する。

(役員会)

第9条 役員会は、事業の執行にかかわる事項を計画する。

(会計年度及び会費等)

第10条 会員は、活動維持の目的で会費を納めなければならない。

- 2 事業年度及び会計年度は、毎年1月1日から12月31日までとする。
- 3 会費の年額は、一人1,000円とする。
- 4 会員は、会計年度の初めに会費を納入しなければならない。
- 5 年度途中の退会者は、すでに納入された会費は返金しない。
- 6 督促をしても、なお当該年度の会費を納入しない時は、翌年度から会員の資格を失う。
ただし、翌年度の総会まで納入した場合は、この限りでない。
- 7 会計報告は、年1回行う。

(事業)

第11条 本会の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 自然観察会を行う。
- (2) 研修と親睦会を行う。
- (3) 地域の自然保護活動を進める。
- (4) その他、本会の目的達成のために必要な活動を行う。

(委任)

第12条 この規約に定めがない事項で疑義が生じた場合は、役員会でこれを協議する。

(規約の改正)

第13条 規約の改正は、総会において決する。

附則

- 1 この規約は、2004年5月16日から効力を発する。
- 2 事務局は、事務局長宅におく。
- 3 この規約は、2007年1月28日から効力を発する。
- 4 この規約は、2008年1月26日から効力を発する。